

主な改正内容について

1. 改正の主な内容

(1) 被相続人の死亡により残された配偶者の生活への配慮の観点から

- ① 配偶者居住権の創設（民1028条：2020.4.1施行）
- ② 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与に等に関する優遇措置（民903条：2019.7.1施行）

(2) 遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する観点から

- ① 遺言遺言書の方式緩和（民968条：2019.1.13施行）
- ② 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言書保管法：2020.7.10施行）

(3) **その他不公平感の是正や旧民法において曖昧ないし不十分な規定の明確化等の観点から**

- ① 特別の寄与の制度の創設（民1050条：2019.7.1施行）
- ② 預金払い戻し制度の創設（民909条の2：2019.7.1施行）
- ③ 遺留分制度の見直し（民1046条：2019.7.1施行）